令和８年高島市教育委員会第９回定例会会議録（要旨）

１　開催日時　　令和８年９月２８日（月）
　　開会　午後２時００分　　閉会　午後２時３０分

２　開催場所　　高島市役所新館２階　教育委員会室

３　会議次第
　教育長あいさつ
　令和８年第８回定例会会議録承認
　議第５４号　　臨時代理につき承認を求めることについて
　　（高島市教育委員会事務局職員の人事）
　議第５５号　　高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案
　議第５６号　　学校給食費負担金の額の改定に対する市長への意見について
　報告第１８号　高島市立図書館の臨時休館について
　報告第１９号　高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津ほか３施設の開場等の時間変更について
　報告第２０号　高島市今津Ｂ＆Ｇ海洋センターの臨時休館について
　報告第２１号　高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津の休場日の開場について

４　出席委員
　川島教育長、橋本委員、髙木委員、地村委員

５　事務局出席者
　中川教育総務部長、赤水文化スポーツ部長、饗庭教育指導部長、前田教育総務部次長（教育総務課長取扱）、竹井教育総務部次長（社会教育課長取扱）、水口文化スポーツ部次長（市民スポーツ課長取扱）、古蒔教育指導部次長（学校支援課長取扱）、岡部教育指導部次長、上原教育施設整備課長兼マキノ小学校建設課長、山本文化財課長、石田図書館長、佐藤文化ホール館長、保木学校教育課長、横井川学校給食課長、江村教育総務課主監、中村教育総務課主任

６　会議を傍聴した者　　０人

７　議事の経過　別紙のとおり

議事の経過

開会　　教育長が第９回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名　　髙木委員、地村委員

議題の公開／非公開　　全て公開

議第５４号　臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市教育委員会事務局職員の人事）

【説　明】　前田教育総務部次長

本件は、高島市教育委員会事務局職員の人事について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第２条第２項の規定に基づき、令和８年９月１日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

今回の人事異動は、配置人員の調整を図るためのもので、社会教育課の主監兼ねて地域教育連携室の室長が、教育委員会事務局から市長部局に異動し、教育総務部の次長が地域教育連携室の室長を兼務するものである。また、地域教育連携室の参事が、社会教育課の参事を兼務することになる。

【質疑等】　　なし

【採　決】　　承認

議第５５号　高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案

【説　明】　保木学校教育課長

本件は、高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案について、議決を求めるものである。

今回の改正内容は、学校運営協議会の基本的な方針の承認事項に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項」を加えるものである。

なお、当該規則は、公布の日から施行する。

【質疑等】

〇地村委員

具体的にはどのように変わるのか。

〇保木学校教育課長

年度当初にその年の教育課程などを学校運営協議会委員に説明し、承認いただいているが、その中に教職員の働き方改革に関することも追加し、承認いただくものである。

【採　決】　　可決

議第５６号　学校給食費負担金の額の改定に対する市長への意見について

【説　明】　横井川学校給食課長

本件は、高島市学校給食費負担金徴収規則第２条第３項の規定に基づき、市長から意見照会のあった学校給食費負担金の額の改定に対して、教育委員会の意見を提出することについて、議決を求めるものである。

給食費負担金の額を改定することについて、市長から教育委員会に意見聴取があり、これを受け、教育委員会から学校給食運営委員会に諮問した。

学校給食運営委員会における審議の結果、改定に異議はなく、諮問の内容は妥当であるとの答申があった。また、その際、付帯意見を３点いただいた。１点目、学校給食は、生きた教材であることから、今後も献立の充実を図るとともに食への関心を高める取組を推進していただきたい。２点目、食育を推進するにあたり、特に子どもたちが楽しい食体験を得られるような取組を積極的に推進していただきたい。３点目、学校給食の試食は、学校給食への理解や、家庭での食育の推進にもつながることから、保護者を含めた試食の機会を推進していただきたいという意見であった。

この答申を踏まえ、教育委員会としても「改定内容は妥当である」との意見を提出したい。

【質疑等】

〇髙木委員

教職員の負担金と市外の学校に通学する児童生徒の補助金が上がるということか。また、負担金の額の改定により、献立の充実も図られるか。

〇横井川学校給食課長

近年の物価上昇にともない、改定するもので、献立も充実させたいと考えている。

〇饗庭教育指導部長

教職員等の負担金については、説明のとおり市長に意見を出すものであるが、補助金については、この額を踏まえ、今後、財政課と調整して決定することになる。

〇髙木委員

補助金の交付を受けている児童生徒も改定に合わせて、同様の金額を交付されるかと思った。

〇饗庭教育指導部長

現在、負担金と補助金の額は同額であるが、改定後も同額になるかについては、予算の関係もあるので、財政部局と調整した上で、改めて補助金の改定を行い、報告する。

【採　決】　　可決

報告第１８号　高島市立図書館の臨時休館について

【説　明】　　石田図書館長

本件は、高島市立図書館の管理運営に関する規則第４条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第２条第１項の規定に基づき、高島市立図書館の臨時休館を定めたので、報告するものである。

臨時休館を行う施設は、市立図書館全６館である。期間は、令和８年１１月１８日から２９日までの１２日間である。休館理由は、図書館情報システムの更新および蔵書点検を行うためである。

【質疑等】　なし

【採　決】　可決

報告第１９号　高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津ほか３施設の開場等の時間変更について

【説　明】　　水口文化スポーツ部次長

本件は、高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例第１１条、高島市今津Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置および管理に関する条例第１２条、高島市今津山村広場の設置および管理に関する条例第１１条、高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例第１２条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第２条第１項の規定に基づき、施設の開場等の時間変更を承認したので報告するものである。

変更内容は、令和８年１１月１日から令和１０年３月３１日までの指定管理期間中、休日および日曜日の夜間の開場等の時間を変更するものである。

変更する理由は、休館日を設けていないものの、老朽化した施設や設備を適正に管理するためには、利用者の少ない時間帯に清掃やメンテナンスを集中して行い、継続してサービスの向上を図る必要があるため、また、昨今の働き方改革にともない、職員の多様な働き方を推進し、労働環境の改善を図る必要があるためである。

【質疑等】

〇地村委員

休館日がないことに対し、どのように考えているか。

〇水口文化スポーツ部次長

ほとんどの施設は、休館日が設けられているが、当該施設は当初から休館日が設けられていないので、まずは、指定管理期間中このような対応をしたいと考えている。

報告第２０号　高島市今津Ｂ＆Ｇ海洋センターの臨時休館について

【説　明】　水口文化スポーツ部次長

本件は、高島市今津Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置および管理に関する条例第１２条および高島市教

育委員会の教育長に対する事務委任規則第２条第１項の規定に基づき、臨時休館を承認したので報告するものである。
　令和８年９月２９日および３０日にプールろ過装置等の保守点検を行うため、屋内温水プールを臨時休館とするものである。

【質疑等】　　なし

報告第２１号　高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津の休場日の開場について

【説　明】　水口文化スポーツ部次長

　本件は、高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例第１１条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第２条第１項の規定に基づき、休場日における開場を承認したので報告するものである。
　条例における休場日は、１２月２７日から翌年１月４日までであるが、令和８年１２月２７日の９時から１７時まで、１２月２８日の９時から１６時まで開場とするものである。
　開場する理由は、利用者が市内宿泊施設に滞在し、毎年利用実績のある団体が利用するためであり、今後の高島市への誘客効果も鑑み開場する。

【質疑等】

〇地村委員
　利用団体はどのような団体か。

〇水口文化スポーツ部次長
　箱館山の民宿を利用される団体で、今後も利用していただけるよう、休場日ではあるが開場するものである。

〇髙木委員
　毎年、利用実績のある団体であるが、これまではどのように対応されていたのか。

〇水口文化スポーツ部次長
　毎年、年末に利用されているが、施設の開場日に使われている。今回は宿泊の日程等の関係で休場日の利用となることから、このような対応を行うものである。

閉会　　教育長が第９回定例会の閉会を宣言